会社を退職される方へ

●保険証は、各社人事担当者に返却ください

退職すると**ＴＤＫ健康保険組合**の被保険者資格を喪失します。（被扶養者〈家族〉の方も資格を喪失します）
被保険者でなくなった日以降にＴＤＫの保険証を誤って使用してしまいますと、後日医療費の全額（自己負担分を除く）を返還いただく手続きが必要となります。無資格受診の判明には健康保険制度上 3～4 ヶ月かかりますが、返還請求の通知が届いた場合には、請求書に記載されている納付期限までにお支払いください。

●退職後の健康保険

退職後に加入する医療保険を以下①②③から選択する必要があります。
※退職後すぐに再就職する場合は、再就職先の医療保険に加入となります。

退職後に加入する医療保険	申請先
①　ＴＤＫ健康保険組合の任意継続被保険者になる	ＴＤＫ健康保険組合（家族を扶養する場合は審査あり）
②　家族の健康保険の被扶養者になる（要件あり）	家族が加入している健康保険組合等（審査あり）
③　国民健康保険に加入する	最寄りの市区町村役場（国民健康保険課）

ＴＤＫ健康保険組合の任意継続被保険者の保険料は、**任意継続被保険者の保険料シミュレーション**で確認ができます。

●退職後の給付（資格喪失後の継続給付）

退職して被保険者の資格を失い、健康保険の給付を受けられなくなりますが、退職前に継続して 1 年以上被保険者だった人は、それまで受けていた傷病手当金や退職後一定期間内の出産や死亡に対して給付が受けられます。
但し、退職後の給付については、付加給付はありません。また被扶養者〈家族〉には、この給付はありません。

傷病手当金・出産手当金の給付	退職時に給付を受けているか、受ける条件を満たしている場合。
出産育児一時金	女性被保険者が退職後 6 か月以内に出産をした場合。 （退職後、夫の扶養家族となっている場合、夫の加入している健康保険でも申請できます。どちらかを選択していただきます。）
埋葬料（費）	被保険者が退職後 3 か月以内に死亡した場合、または上記傷病手当金・出産手当金の受給中もしくは受給終了後 3 か月以内に死亡した場合。 （埋葬料(費)の場合のみ、1 年以上の被保険者期間の制限はありません。資格喪失後に加入した健康保険から支給されない場合に申請できます。）

●個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」について

在職中にご利用いただいていたマイヘルスウェブは、退職月を含め約3ヶ月経過すると利用できなくなります。医療費控除等で必要な医療費情報データ取得・医療費のお知らせ（書面）発行依頼は、**マイヘルスウェブを通じてご自身で行う**ものです。発行依頼される方は、早めにマイヘルスウェブにログインして、内容をご確認ください。
初回登録をされている方には、ポイントが付与されていますので、退職されるまでに賞品アイテムと交換ください。なお、引き続きＴＤＫ健康保険組合の任意継続に加入される場合は、データ、ポイント情報は引き継がれ利用を続けることができます。

MY HEALTH WEB

2024.04